

社員のモチベー
ションアップ!

会社のイメージ
アップ!

T O K Y O 働き方改革 宣言企業 助成金

最大
110万円*

米澤社労士事務所代表 米澤裕美

2018.4.24時点の情報にて作成

東京都の目的

少子高齢化で働き手の減少→働きやすい職場づくりでより多様な人材が働けるように。

オリンピックや自然災害時にそなえ、テレワークができる企業を増やしたい

企業のメリット

働きやすい職場
→優秀な人材応募が増える・人材定着

宣言企業になると対外的なアピールにつながる

東京都産業労働局

TOKYO働き方改革宣言企業

都庁総合トップページ▶

お問合せ

文字の大きさ 小 中 大

キーワード...

検索

トップ

TOKYO働き方改革宣言企業制度

各社の宣言

働き方改革宣言奨励金

働き方改革助成金

巡回・助言

生産性向上支援コンサルティング

TOKYO働き方改革宣言企業 > 宣言企業訪問 > 株式会社いきいきらいふ

TOKYO 働き方改革宣言企業

福祉

株式会社いきいきらいふ

<http://www.ikiikilife.co.jp/>



常用労働者数：101～300人



社員ひとりひとりが、仕事に誇りと責任を持ちながら生き生きと働き、その能力を十分に発揮できるあたたかい職場環境をめざし、働き方改革を全社員一体となって進めていきます。

宣言



大まかな流れ

① 働き方改革宣言企業になる⇒30万円



② フレックスやテレワークなどの制度導入
⇒ 1つの制度で10万円（最大40万円）



③ ②の制度を実際に運用
⇒ 1つの制度で10万円（最大40万円）

奨励金

助成金

①②③の順番で申請となります。
すべてやる必要はありません。
①のみ、でも可能です。

奨励金

①② 働き方宣言企業になり制度計画

- ① webでエントリーする
- ② エントリーに通ったら研修会受講
(1.5h@飯田橋)
- ③ 申請書作成&提出 (計画書提出)
- ④ 現状の働き方の問題点抽出
(診断書ツールを使用⇒提出)
- ⑤ 社内プロジェクトチームで話し合い
- ⑥ 働き方宣言書の作成 東京都のサイトに公開
- ⑦ 社内通知
- ⑧ 制度導入する場合 労使協定&就業規則
- ⑨ 計画に対してどこまでやったか？申請

助成金

③ 導入した制度を実際運用する

実際にその制度を利用しているエビデンスの
提出 (実績報告書書類作成)

- ・ これら実施したものはすべてエビデンスとして書類の提出が必要です
- ・ 制度導入した否かを就業規則の「新旧」で確認されます。例えばフレックスなど実際運用してなくとも、すでに就業規則で明記されていると「新たに導入」したとみなされません。
- ・ 実地調査があります。

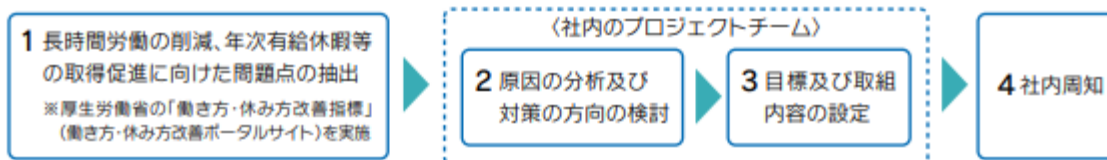
人気なため、エントリーで抽選に通ればスタートできます。

事前エントリー受付日等(平成30年度)

	受付日	予定社数
第1回	5月10日(木)	170社
第2回	6月8日(金)	180社
第3回	7月10日(火)	180社
第4回	8月9日(木)	180社
第5回	9月10日(月)	180社
第6回	10月10日(水)	90社
第7回	11月9日(金)	20社

A 働き方改革宣言事業【必須】30万円 ※「A 働き方改革宣言事業」のみの実施可

以下の1~4すべてを行った場合に奨励金を支給



B 制度整備事業【任意】最大40万円 ※「A 働き方改革宣言事業」を行った場合のみ実施可

働き方改革の取組の1つとして、都が指定する制度を整備した場合に奨励金を支給（労使協定の締結かつ就業規則等への明文化が必要）

事業内容	奨励金額
1 【働き方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備した場合	10万円
<テレワーク加算> 1で整備した制度に「テレワーク制度」又は「在宅勤務制度」がある場合 30年度新設	10万円
2 【休み方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備した場合	10万円
3 【働き方の改善】及び【休み方の改善】に掲げる制度等をいずれも1つ以上整備し、合計5つ以上整備した場合	10万円

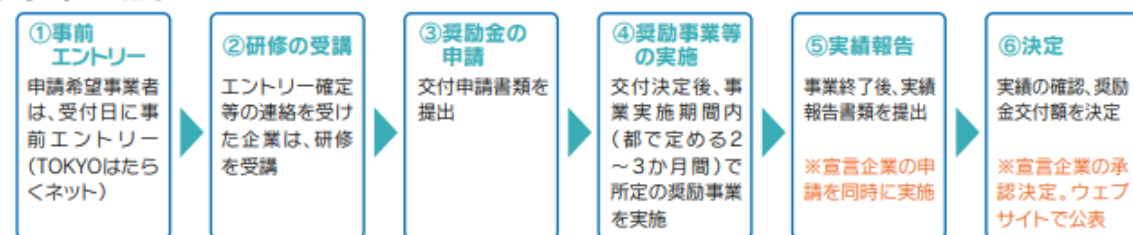
▶対象制度(働き方の改善・休み方の改善)

制度等の名称	制度等の内容
フレックスタイム制度	労働基準法第32条の3による労働者に始業及び終業の時刻を委ねる制度
短時間勤務制度	正社員の短時間勤務を可能にする勤務制度
ワーク制度	情報通信技術を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方実施のための制度
勤務制度	情報通信技術を活用した在宅勤務実施のための制度
間隔勤務制度	勤務終了から次の勤務開始までの間、一定の休息時間の確保を義務づける制度
の働き方	始業時刻を30分以上前倒し、ゆう活や時差出勤を推進すること
3日制度	すべての週において3日以上の日を設けること

制度等の名称	制度等の内容
業務繁忙に応じた休業日の設定	閑散期の飛び石休日を連続休暇にする等、業務繁忙に応じた休業日の設定
年次有給休暇の計画的付与制度	ゴールデンウィークや夏季・冬季等の機会を捉えた、年次有給休暇の計画的付与制度
記念日等有給休暇制度	誕生日・記念日等の決まった日や申告した日を有給休暇とし毎年付与する制度
時間単位での年次有給休暇制度	年次有給休暇を時間単位で取得できる制度
連続休暇制度	5営業日以上連続休暇制度
リフレッシュ等休暇制度	リフレッシュやリカレント教育のための休暇制度
育児・子育て・介護等目的休暇制度	育児・子育て・介護等を目的とした休暇制度

まずAの宣言事業として取り組み、Bの制度整備に取り組みます。

事業の流れ



● 対象事業者 TOKYO働き方改革宣言企業であり、かつ、次のいずれかに該当すること

- ①働き方改革宣言奨励金の制度整備事業を実施していること。
- ②宣言企業の承認決定後3か月以内に、新たに「奨励金の制度整備事業の要件を満たす制度整備」を実施していること。（奨励金を活用しないで宣言した場合も含まれます。）
※その他要件あり

● 助成事業

新たに整備した制度について、計画期間中に助成要件を満たした利用実績があった場合に助成金を支給
1制度の利用について10万円（1企業あたり最大40万円）

▶ 助成の要件

働き方の改善	制度等の名称	計画期間	助成条件	休み方の改善	制度等の名称	計画期間	助成条件
	フレックスタイム制度	3か月～12か月	月1回以上、従前の始業・終業時間と異なる出退勤をしている		業務繁忙に応じた休業日の設定	12か月	制度が運用され、利用者がいる
	短時間勤務制度		連続2か月以上の短時間勤務を実施している		年次有給休暇の計画的付与制度		
	テレワーク制度		月4回以上連続2か月以上の利用がある		記念日等有給休暇制度	3か月～12か月	制度が周知され、休暇の取得者がいる
	在宅勤務制度				時間単位での年次有給休暇制度		
	勤務間インターバル制度		インターバル時間が運用され、利用者がいる		連続休暇制度		
	朝型の働き方		制度が運用され、利用者がいる		リフレッシュ等休暇制度		
	週休3日制度				育児・子育て・介護等目的休暇制度		

● 事業の流れ

①助成金の申請
宣言企業の承認決定から
3か月以内に申請

②助成事業の実施
支給決定後、申請した計画期間内で
対象の制度を運用

③実績報告
利用実績の確認後
助成金支給額を決定

前ページのA B（宣言企業→制度計画）をした会社が実際に「制度運用」したら出る助成金です（任意）

最低限必要な要件は？

- ① 1年以上前に雇用保険適用事業となっていること
- ② 常時雇用社員が2人以上いること
- ③ 就業規則があること（監督署に届け出）
- ④ 都税を納めていること

就業規則がない場合は・・・

奨励金申請時には、就業規則が必要です。エントリーして通ったら、奨励金申請時まで用意しましょう。

社労士がいないと申請できないのか？

いいえ、企業様で申請できるものになります。

行政からでるお金となりますので、労働基準法を守れていることが前提となり、細かくチェックされます。（例 制度導入➡労使協定＆就業規則の新旧提出・出勤簿・雇用保険関係の書類 etc）

法令等を調べる時間がない企業にとっては、社労士を活用されると効率がよいかと思います。

社労士へ委託される場合・・・

○本助成金は、他の助成金と違い社労士は代行者となれないためコンサルとしてお手伝いさせていただきます。

（委任状にて提出は可。）

コンサル内容：エントリー方法、診断ツールのやり方、申請書類作成案、労使協定や就業規則雛形提供。提出物や期限のアドバイス）

○報酬：支給決定された金額の30％を申し受けます。

はじめに手付金として10万円申し受けます。

就業規則の新規作成や届出も社労士が対応する場合は、別途見積とさせていただきます。

○最初に、要件に該当する企業様かを確認させていただきます。

- ・雇用保険適用事業所設置届・雇用保険資格取得
- ・就業規則

行政サイト一覧

リーフレット http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/04/16/documents/08_01.pdf

詳細募集要項・申請書類など <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/hatarakikata/kaikaku/josei/>

厚生労働省「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

東京しごと財団 テレワーク導入（予定）

<http://www.shigotozaidan.jp/koyo-kankyo/joseikin/joseikatsuyaku.html>

厚労省・しごと財団での同じ内容の重複申請はできません

お気軽にご連絡ください

米澤社労士事務所代表
社会保険労務士 米澤裕美
TEL:080-4716-8417
メール：h-yonezawa@office-roumu.com
HP：http://www.office-roumu1.com
東京都立川市錦町1-4-4 サニービル2F



～プロフィール～

大手IT企業内勤営業として長年勤務。中間管理職2児の母として
試行錯誤しながら業務改善・社内マニュアル立上げに力を入れる。
3S運動（親切・すばやい・正確）で本社営業部門一位に選ばれる。
社労士資格取得後、社労士法人勤務をへて独立開業。

主な著書：図解でわかる社会保険 アニモ出版社、企業実務 ほか多数